

令和7年度 早期退職に係る募集実施要項

1 趣旨

この要項は、今治市職員退職手当支給条例（平成17年今治市条例第51号）第8条の2第1項第1号の規定に基づき、職員の年齢構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、早期退職者の募集を行うに当たり、必要な事項を定めるものとする。

2 対象職員

令和8年3月31日現在において、年齢が満45歳から59歳までの者（昭和41年4月2日から昭和56年4月1日の間に生まれた者）で勤続期間が20年以上の者

ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員及び法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 募集期間の開始日において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条の規定による懲戒処分（ただし、故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は募集期間内に懲戒処分を受けた者

3 募集人数

若干名

4 募集期間

令和7年8月1日（金）8時30分から令和7年8月29日（金）17時15分まで

5 退職すべき期日（退職日）

令和8年3月31日

ただし、認定後に生じた事情により、退職すべき期日に退職することで公務の能率的な運営の確保に支障を及ぼすことになる場合には、応募者にその旨及びその理由を明示し、応募者の同意を得て、必要な限度で当該退職すべき期日を繰り上げ又は繰り下げることができるものとする。

6 応募等の手続

- (1) 応募をしようとする職員は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書（別記様式第1号）」（以下「応募申請書」という。）に必要事項を記入の上、募集期間内に人事課に提出するものとする。
- (2) 選定後、応募者に対し令和7年9月30日までに、認定又は認定をしない旨の通知書を交付する。
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書（別記様式第2号）」（以下「取下げ申請書」という。）を応募申請書と同様の方法で提出するものとする。
ただし、人事管理上の必要から令和7年12月26日（金）までに取下げ申請書を提出すること。

7 認定をしない旨の決定をする場合

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生じると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

8 退職手当における優遇措置

- (1) 勤続年数に応じ定年退職の場合と同じ支給率を適用する。
- (2) 退職手当の算定の基礎になる給料月額について、定年と退職日現在の年齢との差1年につき3%を加算する。

9 募集に関する問合せ先

総務部総務政策局人事課給与厚生担当（内線 30209）